第62期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

平成29年 3 月26日（日曜日）
午後１時（受付開始：午後12時30分）

開催場所

東京都港区台場一丁目9番１号
ヒルトン東京お台場　１階「オリオン」

議 案　取締役７名選任の件

目 次

招集ご通知

第62期定時株主総会招集ご通知 …… 1

議決権行使等についてのご案内

株主総会参考書類

取締役7名選任の件 …… 3

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項 …… 9
2. 会社の状況に関する事項 …… 20

連結計算書類 …… 34
計算書類 …… 45

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 …… 53
計算書類に係る会計監査報告 …… 54
監査委員会の監査報告 …… 55

株主メモ …… 56

スミダコーポレーション株式会社
証券コード：6817

株 主 各 位

(証券コード：6817)
平成29年3月3日

東 京 都 中 央 区 晴 海 一 丁 目 8 番 1 0 号
晴海アイランドトリトンスクエア　オフィスタワーX棟14階

スミダコーポレーション株式会社

取締役 兼 代表執行役CEO　**八幡　滋行**

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	平成29年３月26日（日）午後１時**（受付開始は午後12時30分）**
2 場　　所	東京都港区台場一丁目９番１号 **ヒルトン東京お台場 １階「オリオン」**
3 株主総会の目的事項	**報告事項**　1. 第62期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第62期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　議案　取締役７名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	⑴ 議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。 ⑵ インターネットにより議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として会社は取扱います。 ⑶ 議決権行使書のご返送は平成29年３月24日（金）午後5時までに到着するようにご投函ください。 ⑷ インターネットによる議決権行使は平成29年３月24日（金）午後5時までに行使してください。 ⑸ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

＊本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

＊株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス**http://www.sumida.com**）に掲載させていただきます。

＊本総会終了後、会社説明会、懇談会等は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申しあげます。

以　上

議決権行使等についてのご案内

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は他の議決権を有する株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　平成29年3月24日（金曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　平成29年3月24日（金曜日）午後5時まで

① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

② 携帯電話またはスマートフォンを用いられる場合、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

③ インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。
株主名簿管理人：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル）　受付時間 午前9時～午後9時

（機関投資家の皆様へ）
株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案　取締役７名選任の件

取締役７名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき社外取締役６名を含む取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、内田荘一郎氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエルミュールバイエル氏の６名が、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	八幡滋行（やわたしげゆき）	取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、指名委員、報酬委員、リスクマネージメント委員会議長	再任
2	佐藤穣治（さとうじょうじ）	取締役、監査委員会議長、リスクマネージメント委員	再任 社外 独立
3	歐陽伯康（アウヤンパクホン）	取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長	再任 社外 独立
4	内田荘一郎（うちだそういちろう）	取締役、指名委員、報酬委員、リスクマネージメント委員	再任 社外 独立
5	諸江幸祐（もろえゆきひろ）	取締役、監査委員	再任 社外 独立

候補者番号	氏　名	当社における地位、担当	
6	加藤（かとう）　厚（あつし）	取締役、監査委員	再任　社外 独立
7	ミヒャエル ミュールバイエル	取締役、指名委員	再任　社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 再任	 八幡（やわた）　滋行（しげゆき） （昭和26年10月28日生） （平成28年度） [取締役会への出席状況] 6回中6回	（略歴） 昭和52年11月　当社入社 昭和63年３月　当社取締役 平成２年３月　当社代表取締役専務 平成３年４月　当社代表取締役副社長 平成４年３月　当社代表取締役社長 平成15年４月　当社取締役、代表執行役CEO（現任） （地位および担当） 取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、指名委員、報酬委員、リスクマネージメント委員会議長 （重要な兼職の状況） SUMIDA Europe GmbH 代表取締役	258,000株

《取締役候補者の選任理由》
八幡滋行氏は当社グループの事業経営に携わるとともに、グローバル展開を進める等豊富な経験と実績を有しています。同氏を取締役候補者とした理由は、代表執行役CEOとして当社経営を担っており、電子部品業界に精通した知見をもとに、引き続き取締役会の機能を強化することを期待したためです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 再任 社外 独立	 佐藤（さとう）　穣治（じょうじ） （昭和28年11月20日生） （平成28年度） [取締役会への出席状況] 6回中6回	（略歴） 昭和57年４月　中央クーパース＆ライブランド・アソシエイツ・インク入社 昭和60年９月　英国クーパース＆ライブランド（現 プライスウォーターハウスクーパース）ロンドン事務所 出向 平成元年10月　同事務所 パートナー（国際法人税務部門） 平成７年７月　同事務所 リードパートナー（ヨーロッパ・中東・アフリカにおけるジャパニーズビジネスグループ） 平成14年７月　英国プライスウォーターハウスクーパースセントラルクラスター（ヨーロッパ・中東・アフリカ・インド）ジャパニーズビジネスネットワーク運営委員会議長 平成24年５月　プライスウォーターハウスクーパース㈱ エグゼクティブ・シニア・ディレクター（グローバルジャパニーズビジネス） 平成25年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員会議長、リスクマネージメント委員	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
佐藤穣治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わっており、英国プライスウォーターハウスクーパースにおいてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって４年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3 再任 社外 独立	 歐陽（アウヤン）　伯康（パクホン） （昭和42年12月24日生） （平成28年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 平成３年９月　Computime Group Limited 入社 平成14年９月　同社CEO 平成21年11月　Vida Nova Ventures チェアマン 平成22年７月　Touchmedia Co-CEO & エグゼクティブ・ディレクター 平成25年３月　当社社外取締役（現任） 平成27年12月　Altis Technology Limited CEO（現任） （地位および担当） 取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長 （重要な兼職の状況） Altis Technology Limited CEO Grayhill Hong Kong Company Limited 社外取締役 QVIVO Limited 取締役 Greenlink Global Limited 取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
歐陽伯康氏は電子制御製品を製造する香港Computime Group Limitedの経営に携わり、現在も中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験およびアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって４年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4 再任 社外 独立	 内田（うちだ）　荘一郎（そういちろう） （昭和28年11月8日生） （平成28年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 昭和56年３月　NOK㈱ 入社 平成５年６月　同社取締役 平成19年６月　シンジーテック㈱専務取締役 平成22年６月　同社代表取締役社長 平成25年４月　NOK㈱相談役 平成26年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、指名委員、報酬委員、リスクマネージメント委員	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
内田荘一郎氏は長年にわたりNOK㈱の取締役を務め、またシンジーテック㈱の経営に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験および自動車部品業界に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって３年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5 再任 社外 独立	 諸江（もろえ） 幸祐（ゆきひろ） （昭和30年7月18日生） （平成28年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 昭和60年11月　野村證券㈱入社 昭和63年７月　ゴールドマン・サックス証券入社 平成10年11月　同社マネージングディレクター 平成20年８月　㈱YUMEキャピタル 代表取締役（現任） ㈱いとはんジャパン 代表取締役（現任） 平成21年６月　オイシックス㈱ 社外監査役（現任） 平成26年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員 （重要な兼職の状況） ㈱YUMEキャピタル 代表取締役 ㈱いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス㈱ 社外監査役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
諸江幸祐氏は長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役および社外監査役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって３年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6 再任 社外 独立	 加藤（かとう） 厚（あつし） （昭和18年4月14日生） （平成28年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中5回	（略歴） 昭和43年４月　税理士事務所開業 事務所長 昭和46年10月　クーパース&ライブランド 東京事務所入所 昭和58年７月　同事務所パートナー 昭和59年７月　合併により、中央監査法人（後の中央青山監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム）代表社員 平成13年７月　企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員 平成18年９月　あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム）代表社員 平成19年２月　コントロール・ソリューションズインターナショナル㈱ 代表取締役社長 平成21年４月　企業会計基準委員会（ASBJ）常勤委員 平成22年４月　同委員会 常勤副委員長 平成25年４月　公認会計士加藤厚事務所 公認会計士（現任） 平成27年３月　当社社外取締役（現任） 平成28年６月　ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員 （重要な兼職の状況） 公認会計士加藤厚事務所、公認会計士 ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
加藤厚氏は、長年にわたりグローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS（国際会計基準）等に関するアドバイス実務や活動に携わっており、クーパース&ライブランド（C&L）においてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって２年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7 再任 社外 独立	 ミヒャエル ミュールバイエル （昭和30年2月22日生） （平成28年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 昭和60年10月　Daimler AG入社 平成６年４月　同社グループのMTU Friedrichshafen GmbH 財務管理課長 平成９年４月　同社グループのTEMIC TELEFUNKEN Mikroelektronik GmbH エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成10年11月　同社グループの米国Mercedes-Benz Credit Corp ﾆｭｰﾖｰｸ事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成10年11月　米国Chrysler Financial Corp ﾃﾞﾄﾛｲﾄ事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成12年８月　DaimlerChrysler AG（財務）シニア･バイスプレジデント 平成17年７月　Daimler AG （IR&財務）シニア･バイスプレジデント 平成27年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、指名委員	0株

《社外取締役候補者の選任理由》

ミヒャエル ミュールバイエル氏は長年にわたりドイツの自動車メーカーのDaimler AGの財務に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた経営者としての知識、経験、自動車・電機業界および欧州・米国市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって２年間です。

（注）1. SUMIDA Europe GmbHは当社の子会社であり、当社は当該会社に対し資金の貸付等を行っています。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、内田莊一郎氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエル ミュールバイエル氏の６名が原案どおり選任された場合は東京証券取引所の定めに基づく独立役員になる予定であります。

八幡滋行氏、佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、内田莊一郎氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびミヒャエル ミュールバイエル氏の７名については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き取締役として重任をお願いするものであります。

社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約については次のとおりです。

⑴ 社外取締役候補者の選任理由について

当社は指名委員会等設置会社です。指名委員会等設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構です。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、６名の選任をお願いするものです。

⑵ 社外取締役候補者の独立性について

① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。
② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

⑶ 社外取締役との責任限定契約について

当社は現に当社の社外取締役候補者である佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、内田莊一郎氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびミヒャエル ミュールバイエル氏との間で責任限定契約を締結しています。（契約の内容の概要は事業報告の26頁に記載のとおりです。）各氏の再任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

提供書面

事業報告　第62期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の世界経済は米大統領選、英国の欧州連合（ＥＵ）離脱決定等これまでの世界の枠組みを揺るがすかもしれない大きな変化があったものの、中国の経済減速、欧州の銀行危機等のリスクを切り抜け、底堅い展開となりました。

電子部品業界を見ますと、家電製品関連ではスマートフォン販売の伸びが鈍り、タブレットが振るわず、またスマートフォンに代わる力強いけん引役が現れない状況が続きました。インダストリー分野では、半導体各社の旺盛な投資や自動車産業の好調を受けて、工作機械やロボットの需要が堅調に推移し、また年前半は低調であった建設機械は中国の在庫が解消したことで需要に回復感が見られました。

車載関連は北米や欧州の新車販売台数が堅調に推移したことに加え、中国も小型車減税策により販売台数が拡大し、電子部品の需要は増加しました。また、排ガス不正問題から排ガス規制の強化がされ、燃費の向上に対する技術、ＥＶ、ＰＨＥＶの開発等での電子部品の需要が増加し、自動車販売台数の伸びを上回る需要が生まれました。

こうした中、当社グループでは地産地消の更なる推進により、為替の変動が利益に影響する度合いを大きく下げる生産体制を強化しました。生産性の向上を目指し中国工場での機械化を進め、新たにベトナム第２工場（ダナン郊外）を稼働させました。また、将来にわたっての製品開発を進めるため、研究開発スタッフを増員・拡充を進めました。

当連結会計年度は、現地通貨ベースの売上高は概ね堅調に推移したものの、対米ドル平均為替レート（１ドル当たり109円31銭）、対ユーロ平均為替レート（１ユーロ当たり120円75銭）がいずれも前連結会計年度比約10％の円高となった影響が大きく、売上高は前連結会計年度比6.0％減の81,052百万円となりました。一方、日本以外での製造を含むオペレーションの比率が高いため、円高の影響で売上原価、販売費及び一般管理費が減少したこと、中国の一部地域での最低賃金引上げ凍結、銅等原材料価格の低減等から営業利益は同34.4％増の5,696百万円となりました。為替市場の急激な変動により為替差損が発生したものの、経常利益は同45.2％増の4,805百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同51.9％増の3,087百万円となりました。

(報告セグメントの状況)

当連結会計年度における報告セグメントの状況は次のとおりであります。

1) アジア・パシフィック事業

アジア・パシフィック事業では、北米等で車載関連の需要が好調に推移したものの、スマートフォン向け製品が伸び悩んだことに加え、為替市場で円高/米ドル安が進んだこと等から、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比9.4%減の47,827百万円になりました。セグメント利益は同26.7%増の5,227百万円となりました。

2) ＥＵ事業

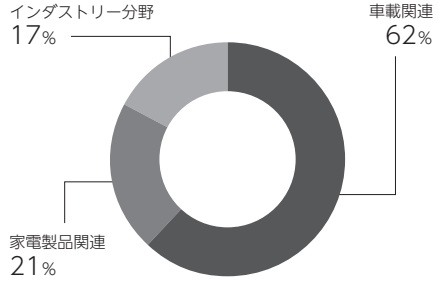
ＥＵ事業では、欧米の好調な新車販売に加え、車載の電装化が加速していること等から車載関連の需要が堅調に推移し、為替市場で円高/ユーロ安で推移したことで、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比0.6%減の33,225百万円となりました。セグメント利益は同21.7%増の2,596百万円となりました。

事業区分	売上高
アジア・パシフィック事業	47,827百万円
ＥＵ事業	33,225百万円
合　　計	81,052百万円

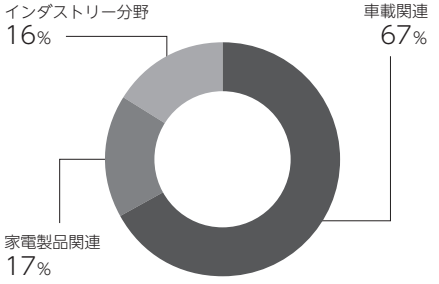
(ご参考)

市場別売上構成比を見ますと、車載関連の構成比が前連結会計年度から上昇しました。一方、家電製品関連およびインダストリー分野の構成比が前連結会計年度から下がっています。

平成27年12月期



平成28年12月期



② 資金調達の状況

(1) 貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と相対型コミットメントライン契約を締結しており、また、取引銀行８行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりです。

	当連結会計年度末 (平成28年12月31日)
貸出コミットメント契約の総額	4,000百万円
借入実行残高	－
差引額	4,000

(2) グローバル・コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行５行とグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるグローバル・コミットメントライン借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度末 (平成28年12月31日)
グローバル・コミットメントライン契約の総額	3,600百万円
借入実行残高	－
差引額	3,600

③ 設備投資の状況

当社グループは、生産の合理化と品質向上および需要増加に伴う設備増強ならびに研究開発を強化する目的で継続的に投資を行っています。当連結会計年度は新製品の開発および製造に係る恒常的な投資等に加え、旺盛な需要に対応するために車載関連設備の増強、中国における生産自動化、設備拡充等総投資4,508百万円の設備投資を行っています。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

SUMIDA AG

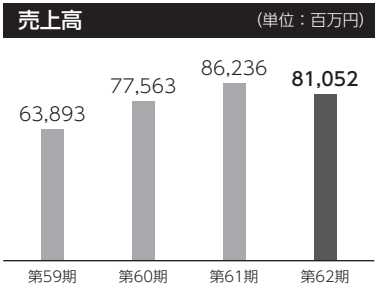
株主の買取請求に応じ、当社グループの同社に対する保有株式比率が97.765%から97.779%となっています。なお、これにより同社グループ子会社に対する保有株式比率も増加しています。

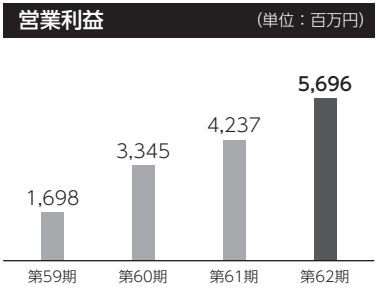
(2) 財産および損益の状況の推移

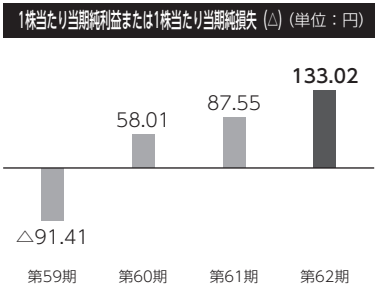
		第59期 (平成25年12月期)	第60期 (平成26年12月期)	第61期 (平成27年12月期)	第62期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売上高	(百万円)	63,893	77,563	86,236	81,052
営業利益	(百万円)	1,698	3,345	4,237	5,696
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△2,008	1,346	2,032	3,087
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	(円)	△91.41	58.01	87.55	133.02
総資産	(百万円)	56,743	70,110	67,876	67,034
純資産	(百万円)	14,510	17,724	18,669	19,903
1株当たり純資産額	(円)	583.50	711.88	746.93	790.14
ROE(自己資本利益率)	(%)	−	9.0	12.0	17.3

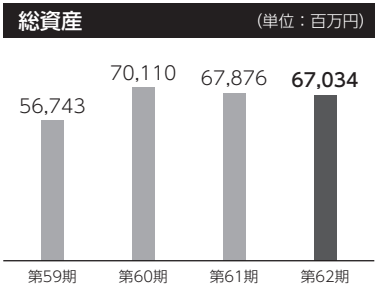
(注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均の発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数により算出しています。なお、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額の算出に際しては、期中平均の発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数から自己株式を控除しています。

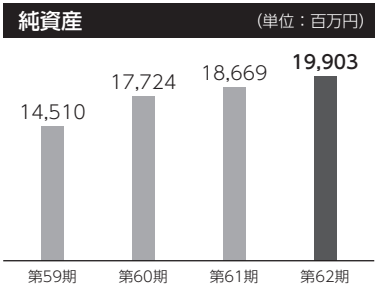
(注) 2. IAS第19号に関する改訂が平成23年6月16日に公表され、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第59期連結会計年度より、一部の連結子会社では改訂後のIAS第19号を適用しております。

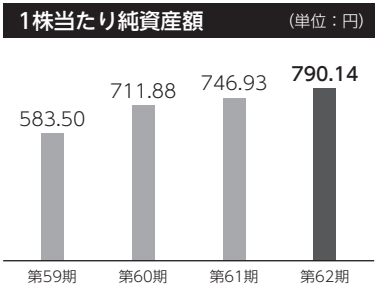












(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
ＳＥＣ株式会社	50,000 千円	100	アジア・パシフィック事業統括
スミダ電機株式会社	450,000 千円	100（100）	コイルの製造・販売・研究開発
スミダコーポレートサービス株式会社	25,000 千円	100	グループ経営統括
スミダパワーテクノロジー株式会社	301,000 千円	100（100）	コイルの製造・販売
東莞勝美達（太平）電機有限公司	305,000 千香港ドル	100（100）	コイルの製造
SUMIDA ELECTRIC（GUANGXI）CO., LTD.	17,561 千人民元	100（100）	コイルの製造
Sumida Electric（H. K.）Company Limited	255,000 千香港ドル	100（100）	コイルの製造・研究開発
SUMIDA TRADING PTE. LTD.	6,000 千シンガポールドル	100（100）	コイルの販売
SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.	6,350 千米ドル	100（100）	コイルの販売
SUMIDA TRADING（SHANGHAI）COMPANY LIMITED	8,070 千人民元	100（100）	コイルの販売
TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	30,000 千台湾ドル	100（100）	コイルの販売
SUMIDA TRADING（KOREA）COMPANY LIMITED	2,000,000 千韓国ウォン	100（100）	コイルの販売
SUMIDA Europe GmbH	25 千ユーロ	100	ＥＵ事業統括
SUMIDA Components GmbH	105 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造・販売
SUMIDA AG	7,344 千ユーロ	97.8（97.8）	EU事業の中間持株会社
SUMIDA Components & Modules GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造・販売・研究開発
SUMIDA EMS GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	EMSの統括会社
SUMIDA Lehesten GmbH	1,100 千ユーロ	97.8（97.8）	EMS
SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C.V.	50 千メキシコペソ	72.3（72.3）	コイルの製造
SUMIDA ROMANIA S. R. L.	3,101 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造
SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	37,904 千人民元	97.8（97.8）	コイルの製造・販売
SUMIDA Slovenija, d. o. o.	503 千ユーロ	72.3（72.3）	コイルの製造
vogtronics GmbH	25 千ユーロ	72.3（72.3）	コイルの製造・販売
SUMIDA flexible connections GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	フラット・ケーブルの製造・販売

会社名	資本金	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.	156 千ユーロ	97.8（97.8）	フラット・ケーブルの製造・販売
Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.	140,000 千タイバーツ	100（100）	パワーエレクトロニクス関連コイルの開発・製造・販売
ISMART GLOBAL LIMITED	6,308 千ユーロ	100	中間持株会社
Sumida Finance B. V.	20 千ユーロ	100	金融統括会社
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	2,000 千米ドル	100（100）	コイルの製造
Sumida Electric（Changde）Co., Ltd.	8,796 千人民元	100（100）	コイルの製造
Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.	60,628 千人民元	100（100）	コイルの製造
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	129,394 千人民元	100（100）	コイルの製造
Sumida Technologies Inc.	200 千カナダドル	100（100）	コイルの研究開発
SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.	4,500 千人民元	97.8（97.8）	コイルの製造
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	2,000 千米ドル	100（100）	コイルの製造
SUMIDA INSURANCE CORPORATION	5,000 千米ドル	100	グループ内保険の統括・管理

（注）1. 議決権比率の（　）内の数字は間接所有比率です。

（注）2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	SEC株式会社
特定完全子会社の住所	東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランドトリトンスクエア　オフィスタワーX棟14階
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	14,461百万円
当社の総資産額	44,100百万円

（注）3. SUMIDA TRADING（KOREA）COMPANY LIMITEDは当事業年度中に増資を行いました。

（注）4. SUMIDA TRADING COMPANY LIMITEDは、平成28年１月１日付で全ての事業（コイルの販売）をSumida Electric（H. K.）Company Limitedに譲渡したため、重要な子会社から除外しております。

(4) 対処すべき課題

① 混沌とする世界情勢

世界は米大統領選、英国の欧州連合（ＥＵ）離脱決定等これまでの世界の枠組みを揺るがすかもしれない大きな変化の中にあります。米国経済政策を受けたドル高に伴う新興国の自国通貨安が経済に打撃を与える懸念が広がる等、混沌としています。

しかし、新興国経済の高い潜在成長力は変わっておらず、経済成長に伴い、生産拠点としての位置付けから販売市場としての重要性が増している流れに変化はないと考えています。これらの状況に鑑み、当社グループではその時々の変化やトレンドに応じた迅速な対応を取るために事業計画への取り組み方も調整する必要があると考えています。

② 企業価値向上

(新規分野での事業拡大)

車載関連では今まで培った技術をベースに新しいアプリケーションへの挑戦を行い、家電製品関連では成長分野に特化して収益性重視に取り組んでいきます。また、インダストリー分野では産業機器、エネルギー、メディカル・ヘルスケア、認証システム、セキュリティーおよび照明機器等の分野でビジネス拡大を図ります。

(販売)

車載関連ビジネスに加え、エネルギー、メディカル、セキュリティー等先端分野のポテンシャルが非常に高い米国での売上の拡大、スペックイン活動の徹底および中国メーカー向けビジネス拡大のための代理店網の再構築により中国での売上の拡大を図ります。

(製造)

従来進めてきた生産ラインの自動化をより加速させていきます。特に生産量の変動が比較的少なく、製品ライフも長い車載関連製品は徹底した自動化を進めます。また、購買体制については、システム面およびサプライヤー別購買窓口の統一、サプライヤーのグローバルでの最適化を進めることにより、会社全体としての購買力を向上させます。シルクロード構想に沿った、継続的なサテライト工場を中心としたローコスト地域への生産移管を進めることによって、直接労務費を削減していきます。加えて、アジア、ヨーロッパ各々で進めている更なるローコスト地域開発を進め、生産移管をすることによって、より大きな直接労務費の削減が可能であると考え、低コスト製造拠点展開を進め、製造コストの削減を図ります。

(開発)

開発体制を再構築し、人員拡充、新製品、生産技術開発を加速させ、収益性の高い市場向け製品を開発し、市場投入を図ります。

(財務)

グループ全体のキャッシュ・フローを定期的に予測し、その予測に基づき、プーリングにより資金を集約してグループ内での効率的な活用、借入金の圧縮を図ります。さらに、在庫の削減、売掛金、買掛金の回転期間を改善することにより、資金効率を高めていきます。

③ コーポレートガバナンス強化への継続的な取り組み

昨今日本で起きた企業の不祥事の事例に鑑みれば、コーポレートガバナンスに対する当社グループの姿勢は適切であると改めて認識しています。経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことがコーポレートガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つと位置づけています。特に、業務執行権限を大幅に委譲した「執行」「監督」分離体制の下でのガバナンスの役割は極めて重要であり、両者が効果的かつ効率的に機能する仕組みを常に追求し、より適切なガバナンスの実現を図っています。

④ 企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)の追求

企業の社会的責任もまた経営の最重要課題の一つです。現在、企業に求められる法的・経済的・社会的責任はより高次なものとなり、積極的な社会への貢献、具体的な行動が求められている現況下、誠実（integrity）、規律（discipline）、常識（common sense）という基本的な考え方に基づいた事業の遂行により社会的責任を果たしていくとともに、法務・コンプライアンス機能の強化、環境や社会問題への積極的な取り組みを通じ、社会的な信頼をさらに高めるべく様々な取り組みに努めています。

(5) 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

事業内容	主要製品
アジア・パシフィック事業	DC/DCコンバータ用トランス、スイッチング電源用トランス、ストロボ用発振トランス、ノイズフィルターコイル、DC/DCコンバータユニット、パワーインダクタ、IFT/RFコイル、キーレスエントリーアンテナコイル、ADSL用モデムトランス、データ用ラインフィルター、アンテナコイル、映像用フィルター、信号用インダクタ、RF-ID、四方弁コイル、CCFL駆動用インバータトランス、ABSコイル、インジェクションコイル、アンテナコイル、センサーコイル、ノイズフィルター、カーエアコン用ソレノイド、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル
ＥＵ事業	アンテナコイル、センサーコイル・モジュール、イグニッションコイル・モジュール、ノイズフィルター、xDSLスプリッターモジュール、DC/DCコンバータ用トランス、キーレスエントリーアンテナコイル、Xenonイグナイター、パワーステアリング用制御ユニット、GPSアンテナ、盗難防止用制御ユニット、ディーゼルエンジン用制御ユニット、パワーサプライ、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル

(6) 当社グループの主要拠点等 (平成28年12月31日現在)

本社	東京都中央区（当社）
事業統括	SEC株式会社（東京都中央区）、SUMIDA Europe GmbH（ドイツ）、SUMIDA AG（ドイツ）、スミダコーポレートサービス株式会社（東京都中央区）、Sumida Finance B. V.（オランダ）、SUMIDA INSURANCE CORPORATION（ミクロネシア）
国内営業拠点	スミダ電機株式会社（埼玉県さいたま市、神奈川県川崎市、大阪市、名古屋市、宮城県名取市、長野県小諸市）、スミダパワーテクノロジー株式会社（長野県上田市）
海外営業拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、SUMIDA TRADING PTE. LTD.（シンガポール）、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING（SHANGHAI）COMPANY LIMITED（中国）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、vogtronics GmbH（ドイツ）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED (韓国)、TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED（台湾）、Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）
国内生産拠点	スミダ電機株式会社（青森県むつ市）、スミダパワーテクノロジー株式会社（長野県上田市）
海外生産拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、東莞勝美達（太平）電機有限公司（中国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA ROMANIA S. R. L.（ルーマニア）、SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C. V.（メキシコ）、SUMIDA Slovenija, d.o.o.（スロベニア）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA ELECTRIC（GUANGXI）CO., LTD.（中国）、Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.（ルーマニア）、SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.（中国）、Sumida Electric（Changde）Co., Ltd.（中国）、Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.（中国）、SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.（中国）、SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.（ベトナム）
国内開発拠点	スミダ電機株式会社（宮城県名取市、埼玉県さいたま市、長野県小諸市）
海外開発拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、Sumida Technologies Inc.（カナダ）

(7) 使用人の状況 (平成28年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
アジア・パシフィック事業	16,223名	973名増
ＥＵ事業	3,495名	100名増
全社（共通）	103名	9名減
合　　計	19,821名	1,064名増

(注) 1. 使用人数は就業員数です。
2. 全社（共通）は本部機能およびサポート機能を持つスミダコーポレートサービス株式会社、Sumida Electric（H. K.）Company Limitedおよびスミダ電機株式会社のサービス部門に所属している使用人数を記載しています。
3. 使用人数には委託加工先の使用人数を含めて表示しています。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であり、使用人はいません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,932百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,549
株式会社りそな銀行	4,038
三井住友信託銀行株式会社	3,182
株式会社みずほ銀行	2,988

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向25%～30%を勘案した配当を実施することを基本方針としています。

配当の支払方法につきましては、年間予定配当額を４分割した金額を四半期毎にお支払いします。また、連結業績を反映させるため、連結配当性向25%～30%に適応した配当額が年間配当額を上回った場合には、当該超過額を期末配当時に追加してお支払いする方針です。

当事業年度の剰余金の配当は、期初に年間予定配当額を１株につき24円とし、第１四半期から第３四半期まで各６円をお支払いしました。期末配当については、連結業績を反映した配当性向から算出した配当額が期初に決定した年間配当額24円を上回ったため、当該超過額を加えて２月21日に開催予定の取締役会に１株につき16円として上程する予定です。これにより、平成28年度年間配当額は１株につき34円となります。

当事業年度に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりであります。

取締役会決議日	該当四半期	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年４月27日	第１四半期	139	6.00	平成28年３月31日	平成28年５月31日
平成28年７月28日	第２四半期	139	6.00	平成28年６月30日	平成28年８月26日
平成28年10月28日	第３四半期	139	6.00	平成28年９月30日	平成28年11月30日
平成29年２月21日	第４四半期	371	16.00	平成28年12月31日	平成29年３月６日

（注）当社は会社法第459条に基づき、３月31日、６月30日、９月30日、12月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

2 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (平成28年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 70,000,000株

② 発行済株式の総数 23,944,317株（自己株式を含む）

③ 当事業年度末の株主数 6,006名

④ 大株主（自己株式を除く上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ヤワタビル株式会社	4,812千株	20.73%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,632	7.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,097	4.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	786	3.38
Yawata Zaidan Limited	661	2.85
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PREMIUM FUND OF CREDIT SUISSE UNIVER620373	636	2.74
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	610	2.62
松　尾　政　和	542	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・ＴＤＫ株式会社退職給付信託口）	329	1.41
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	303	1.30

(注) 1. 当社は、自己株式を733,599株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度末日において、該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日	平成27年４月20日
新株予約権の数（個）	1,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	――
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）1.	170,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自　平成30年３月27日 至　平成33年３月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　609.6（注）2. 資本組入額　（注）3.
新株予約権の行使の条件	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	――
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5.

（注）１．新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株です。
ただし、株式分割（株式無償割り当てを含みます。以下同じです。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものとします。

２．発行価格は、行使時の払込金額１円と付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価608.6円を合算しております。

３．（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

４．（ア）新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成29年12月期に係る有価証券報告書に記載された同期間の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益が26億円以上（以下、「数値目標」といいます。）を達成した場合に、それぞれの新株予約権者が割り当てを受けた新株予約権の個数を限度として、新株予約権を行使することができるものとします。なお、数値目標の達成率は考慮せず、上記内容の数値目標を達成した場合に限り行使できるものとします。

（イ）新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役または当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

（ウ）新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社または当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

（エ）新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。

（オ）新株予約権者が死亡したときは、その直前において、（Ⅰ）当該新株予約権者が上記（イ）および上記（ウ）の条件を満たしていた場合、または（Ⅱ）上記（エ）に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を行使することができるものとします（当該新株予約権を行使することができる相続人を以下「権利承継者」といいます。）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、（Ⅰ）の場合は、当該新株予約権者の死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までとし、（Ⅱ）の場合は、当該新株予約権者が上記（エ）に基づき行使することができるとされた期間と同一とします。

（カ）権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。

（キ）新株予約権者または権利承継者は割り当てを受けた新株予約権を分割して行使することができません。

（ク）その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

（ア）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

（イ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（ウ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。

（エ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の発行要綱で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。

（オ）新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までとします。

（カ）新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

（キ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」に準じて決定します。

（ク）新株予約権の取得に関する事項

本新株予約権の発行要綱に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定します。

（ケ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。）による承認を要するものとします。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および執行役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 兼代表執行役CEO	八幡滋行	取締役会議長、指名委員、報酬委員 リスクマネージメント委員会議長 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
取締役 （独立役員）	佐藤穣治	監査委員会議長、リスクマネージメント委員
取締役 （独立役員）	歐陽伯康	指名委員会議長、報酬委員会議長 Altis Technology Limited CEO Grayhill Hong Kong Company Limited 社外取締役 QVIVO Limited 取締役 Greenlink Global Limited 取締役
取締役 （独立役員）	内田荘一郎	指名委員、報酬委員、リスクマネージメント委員
取締役 （独立役員）	諸江幸祐	監査委員 ㈱YUMEキャピタル 代表取締役 ㈱いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス㈱ 社外監査役
取締役 （独立役員）	加藤厚	監査委員 公認会計士加藤厚事務所 公認会計士 ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役
取締役 （独立役員）	ﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ	指名委員
代表執行役社長	栖関智晴	リスクマネージメント委員 SEC㈱ 代表取締役社長 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
代表執行役CFO	本多慶行	リスクマネージメント委員 Sumida Finance B. V. 代表取締役 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 日本マクドナルドホールディングス㈱ 社外監査役
執行役	パウル・ホーフバウアー	SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
執行役	大用貴俊	Sumida Electric（H. K.） Company Limited 代表取締役

（注）1. 取締役佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、内田荘一郎氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は社外取締役の佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、内田荘一郎氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は法定委員会（指名、監査および報酬委員会）以外に任意でリスクマネージメント委員会を設置しています。

4. 監査委員の佐藤穣治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わり、また同委員の諸江幸祐氏は長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、また複数の会社で経営に携わっており、また同委員の加藤厚氏は公認会計士であり、企業会計基準委員会常勤副委員長を務める等３氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査委員は全員社外取締役であるため、常勤の監査委員を選定しておりません。常勤の監査委員はおりませんが、当社のみならず企業集団全体の内部統制を担当し、コンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括するとともに、内部監査を行うコーポレートガバナンス・オフィスが監査委員会と連係して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

② 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針

⑴ 決定および開示の範囲

報酬委員会が決定および開示する「取締役および執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役に区分して開示する。

⑵ 取締役報酬

取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向および当社経営環境を考慮して設定する。取締役の報酬は次の２つから構成される。なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しない。

1）基本報酬

取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含む）

2）監査委員報酬

監査委員としての職責に対する報酬

⑶ 執行役報酬

執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬（固定報酬）に加えてインセンティブ報酬（業績連動報酬）を採用している。執行役の報酬は次の５つから構成される。

1）基本報酬

基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とする。金額は従前の業務実績などを考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定する。

2）短期インセンティブ

短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体または担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。

3）ストック・オプション

中期経営計画の業績達成条件付新株予約権を付与します。

4）長期インセンティブ

中長期的なモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のための報酬として付与する。

5）年金

退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払う。

④ 取締役および執行役の当事業年度に係る報酬等の総額

（対象期間：平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）

区　分	人　員（人）	基本報酬（百万円）	短期インセンティブ（百万円）	長期インセンティブ（百万円）	年　金（百万円）	合　計（百万円）
執　行　役	5	214	189	78	43	526
社内取締役	0	－	－	－	－	－
社外取締役	6	38	－	－	－	38
合　　計	11	252	189	78	43	564

（注）1. 当事業年度の人員は、執行役５名、社内取締役１名、社外取締役６名です。ただし、執行役５名のうち１名は社内取締役を兼任しているため、役員の総数は11名です。執行役と社内取締役の兼任者については、取締役報酬を支給していないため、執行役の欄に人員・金額を記載しており、社内取締役の欄には含んでおりません。
2. 当社グループの連結報酬額を記載しております。当社に係る報酬額は執行役分（５名）が214百万円、社外取締役分（６名）が38百万円です。
3. 長期インセンティブ報酬
当事業年度に係る配当金の総額に当社所定の割合を乗じたものを原資とし、翌事業年度に執行役の職位に応じて擬似株式を付与するものです。
4. 社外取締役の基本報酬の欄には、基本報酬、監査委員報酬の合計額を記載しています。
5. 上記報酬の他に、対象となる執行役にフリンジ・ベネフィットを総額33百万円（うち当社負担分５百万円）を支払っています。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、定款において同法第423条第１項の損害賠償責任を限定できる旨を定めています。当該規定に基づき、当社と社外取締役の６名は責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しています。

⑥ 社外取締役に関する事項

⑴ 他の法人等の重要な兼職の状況

「取締役および執行役の状況」の表に記載のとおりです。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等の関係はいずれもありません。

⑵ 当社または主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

① 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。

② 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

⑶ 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役の出席状況

氏　　名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネージメント委員会
佐　藤　穣　治	6／6	10／10	－	－	4／4
歐　陽　伯　康	6／6	－	4／4	4／4	－
内　田　荘一郎	6／6	－	4／4	4／4	4／4
諸　江　幸　祐	6／6	10／10	－	－	－
加　藤　　厚	5／6	10／10	－	－	－
ミヒャエル ミュールバイエル	6／6	－	4／4	－	－

（注）当社はリスクマネージメント委員会を設置しております。委員には執行役、取締役および監査委員会議長が就任しています。

② 各社外取締役の発言状況

イ．佐藤　穣治氏

取締役会において、主として財務戦略の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、議長として、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議を主導し、事業報告、計算書類、連結計算書類等の監査を行っています。

リスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行っています。

ロ．歐陽　伯康氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

指名委員会において、議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、議長として、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から議案審議を主導し、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の方針および額を決定しています。

ハ. 内田　荘一郎氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

リスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行っています。

ニ. 諸江　幸祐氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ホ. 加藤　厚氏

取締役会において、主として会計の専門家としての観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ヘ. ミヒャエル ミュールバイエル氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

⑷ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

⑸ 独立性に関する基準または方針

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する明確な基準を定めてはおりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社との利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことのほか、多様な事業分野において経営に関する豊富な経験や知見を有し、専門性の高い知識等を有していることも重視して社外取締役を選任しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区分	金額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	93
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 連結子会社の監査

当社の子会社であるSumida Electric（H. K.）Company Limited、SUMIDA AG等は当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

⑤ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）として、国際財務報告基準導入に関するアドバイザリー業務等を委託しております。

⑥ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行います。監査委員会は会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査委員会規則に則り、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定します。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査委員の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しています。代表執行役は、他の執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が当原則に則って職務執行することを確保するため、その遵守状況を監視するシステムを構築します。具体的には次の事項を行います。

イ. 「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中・独の４ヶ国語で提示して、随時これを確認できるようにし、企業集団全体に周知徹底します。またコーポレートガバナンス・オフィス(*)は当原則の遵守状況を監視・検証します。

ロ. コンプライアンスは、コーポレートガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）をIntegrity（誠実性）、Discipline（規律）、Common Sense（常識）に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コーポレートガバナンス・オフィスを中心に企業集団全体の体制整備およびモニタリング活動を行います。

ハ. コーポレートガバナンス・オフィスは、以上の活動状況を代表執行役および監査委員会に報告します。またその概要を取締役会に報告します。

ニ. 代表執行役は、コンプライアンスを含め内部統制の有効性を検証し、取締役会に報告します。

(*) コーポレートガバナンス・オフィスは、代表執行役に直属し、リスクマネージメント・オフィス、コンプライアンス・オフィス、内部監査から構成されています。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表執行役は、職務執行に係る重要情報を情報管理規程や文書管理規程などに従い、情報の重要度、保存期間および保存場所を明確にして集中管理します。取締役は常時閲覧可能とします。

③ 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社グループの取締役は関係会社管理規定に基づき、子会社の財務情報、リスク・コンプライアンスに係る事項、その他重要な事項を当社に定期的に報告します。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表執行役CEOは、リスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネージメント・オフィサーとして、リスク管理を統括するリスクマネージメント委員会を設置し、その実施機関であるリスクマネージメント・オフィスをコーポレートガバナンス・オフィス内に置きます。リスクマネージメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネージメント・モニターを配置し、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスク対応策を策定・管理します。万一リスクが発生した場合には、損失を最小化するための対応方法を検討します。執行役ならびに当社グループの取締役および使用人はリスク管理規程に従って業務遂行に努めます。コーポレートガバナンス・オフィスは以上の運用状況を監視・検証し、その状況を代表執行役および監査委員会に報告します。また、その概要を取締役会に報告します。

⑤ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、当社グループの妥当な意思決定体制の確保と運用および監視を行うシステムを構築し、経営効率を高めます。具体的には次の事項を行います。

イ. 代表執行役は、必要に応じて諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分な検討を行います。

ロ. 代表執行役は、当社グループの職務権限ならびに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証します。

ハ. 代表執行役は、当社グループの意思決定事項に係る業務の達成状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックすることを通じて、経営活動・事業遂行の一層の妥当性および効率性を確保します。

ニ. 代表執行役は、当社グループの職務遂行に不可欠な情報の円滑な収集、分析と伝達、および共有と蓄積等を通じ、当社グループの適切かつ迅速な意思決定を確保します。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は純粋持株会社であり、事業は事業統括会社のもと子会社等のグループ会社が行っているため、執行役および当社グループの取締役は常に企業集団全体の統治を念頭に置きその業務を行います。コーポレートガバナンス・オフィスはコンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括するとともに、内部監査をし、その結果を内部監査報告書として、代表執行役および監査委員会に提出します。監査委員会はコーポレートガバナンス・オフィスと連携して監査活動を行います。コーポレートガバナンス・オフィスは当社グループ全体の内部統制を担当します。

⑦ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の執行役からの独立性に関する事項および監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務の補助業務はコーポレートガバナンス・オフィスが担当します。ただし、その人事異動、組織変更、懲戒等の最終決定は監査委員会の承認を得なければなりません。また、監査委員会の職務の補助業務を担当する使用人が監査委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとします。

⑧ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が監査委員会に報告するための体制ならびに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表執行役、執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告します。さらに、同ルールにおいて報告者に対して当該報告を理由とする不利益な取扱いの禁止等を定め、周知徹底します。また、その概要を取締役会に報告します。

イ．会社に著しい損害および利益を及ぼす可能性のある事実
ロ．取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実
ハ．月次会計資料
ニ．内部監査報告書類
ホ．主要な部門の月次報告書
ヘ．その他の重要事項

⑨ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について当社に対して会社法第404条第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．コーポレートガバナンス・オフィスは、年度監査方針・計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行うこととします。またコーポレートガバナンス・オフィスは監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告します。さらに監査委員会は必要に応じて、コーポレートガバナンス・オフィスに追加監査の実施を求めることができます。
ロ．会計監査人は、監査委員会に対して期初に監査計画の説明を行い、期中監査の実施状況、期末監査の結果等について監査委員会に報告を行います。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行います。
ハ．会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに、必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の同意を要します。

⑪ 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の検証

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行います。

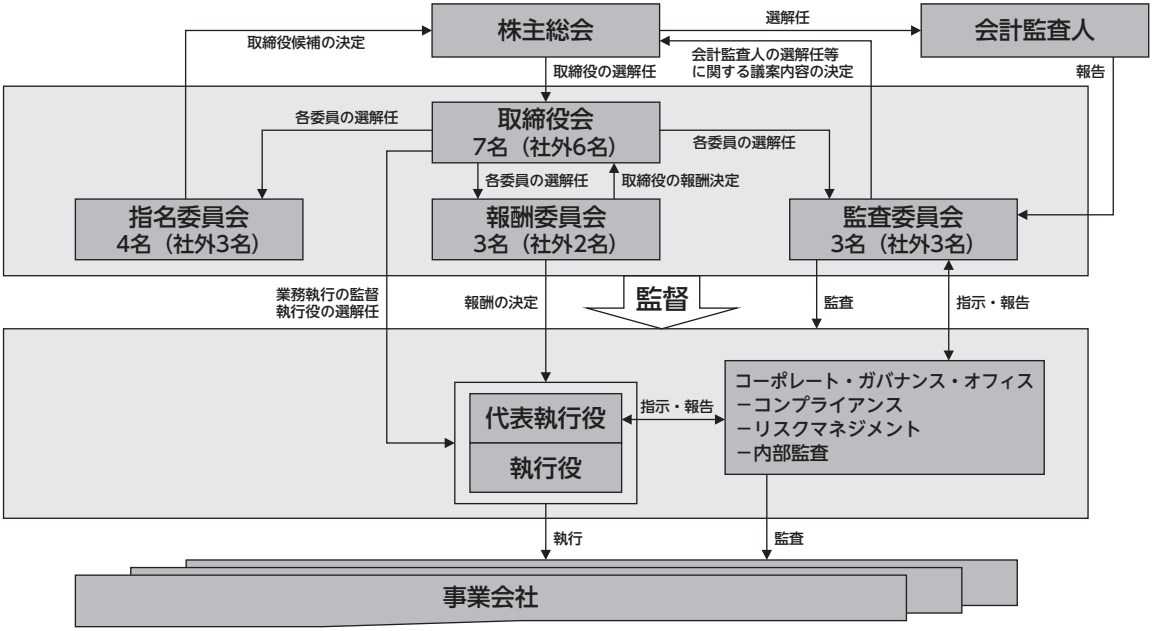
⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する態度を貫きます。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度において、取締役会は６回開催され、経営の基本方針の策定、所定の法定事項の決定や定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、その監督機能の強化・実践に努めて参りました。指名委員会は４回開催され、取締役候補者の選任基準の策定、取締役候補者の決定を行いました。監査委員会は10回開催され、定期的な決算情報に係る計算書類の作成プロセスの妥当性、内部監査・内部統制体制、情報開示体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等に関する監査を実施し、その結果を取締役会に報告しました。報酬委員会は４回開催され、取締役・執行役の報酬決定の方針および個人別の報酬等を決定しました。

（ご参考）コーポレートガバナンス体系



（注）本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満を切捨てして表示しています。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第62期 平成28年12月31日現在	（ご参考）第61期 平成27年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**37,148**	**37,978**
現金及び預金	3,577	3,569
受取手形及び売掛金	17,026	16,998
商品及び製品	7,058	7,776
仕掛品	1,724	1,632
原材料及び貯蔵品	4,834	4,853
繰延税金資産	428	569
未収還付法人税等	191	98
その他	2,465	2,650
貸倒引当金	△157	△172
固定資産	**29,877**	**29,877**
有形固定資産	**23,591**	**22,676**
建物及び構築物	13,514	13,128
機械装置及び運搬具	41,915	41,244
工具、器具及び備品	5,006	4,946
土地	1,356	1,368
リース資産	1,203	1,275
建設仮勘定	1,980	2,201
減価償却累計額	△41,385	△41,488
無形固定資産	**2,608**	**2,912**
のれん	1,505	1,966
借地権	688	618
ソフトウェア	250	154
ソフトウェア仮勘定	－	5
その他	163	167
投資その他の資産	**3,678**	**4,289**
投資有価証券	232	241
繰延税金資産	2,285	2,882
その他	1,281	1,288
貸倒引当金	△121	△123
繰延資産	**8**	**20**
開業費	2	5
株式交付費	0	2
社債発行費	5	12
資産合計	**67,034**	**67,876**

科目	第62期 平成28年12月31日現在	（ご参考）第61期 平成27年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**26,529**	**25,614**
支払手形及び買掛金	8,221	7,042
短期借入金	3,672	6,445
1年内償還予定の社債	420	420
1年内返済予定の長期借入金	8,666	6,104
未払金	1,321	1,360
未払費用	2,831	2,505
未払法人税等	422	695
繰延税金負債	－	6
その他	973	1,033
固定負債	**20,602**	**23,593**
社債	60	480
長期借入金	17,196	19,720
繰延税金負債	622	649
退職給付に係る負債	1,406	1,413
リース債務	523	634
その他	792	695
負債合計	**47,131**	**49,207**
純資産の部		
株主資本	**24,276**	**21,862**
資本金	8,143	8,143
資本剰余金	7,956	7,956
利益剰余金	9,701	7,287
自己株式	△1,525	△1,525
その他の包括利益累計額	**△5,936**	**△4,525**
その他有価証券評価差額金	62	68
繰延ヘッジ損益	0	△6
為替換算調整勘定	△5,908	△4,561
退職給付に係る調整累計額	△91	△25
新株予約権	**172**	**73**
非支配株主持分	**1,391**	**1,258**
純資産合計	**19,903**	**18,669**
負債純資産合計	**67,034**	**67,876**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第62期 平成28年１月１日から 平成28年12月31日まで	（ご参考）第61期 平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで
売上高	**81,052**	**86,236**
売上原価	**64,934**	**71,295**
売上総利益	**16,118**	**14,941**
販売費及び一般管理費	10,421	10,703
営業利益	**5,696**	**4,237**
営業外収益	**26**	**87**
受取利息	14	13
受取配当金	1	2
デリバティブ評価益	－	8
投資有価証券売却益	－	0
補助金収入	－	10
その他	10	52
営業外費用	**917**	**1,016**
支払利息	470	550
為替差損	217	188
支払手数料	84	85
デリバティブ評価損	4	－
その他	140	191
経常利益	**4,805**	**3,309**
特別利益	**35**	**132**
固定資産売却益	35	41
受取保険金	－	37
補助金収入	－	52
特別損失	**35**	**508**
固定資産除売却損	35	73
事業構造改善費用	－	40
災害による損失	－	166
投資有価証券売却損	－	125
その他	－	103
税金等調整前当期純利益	**4,805**	**2,932**
法人税、住民税及び事業税	1,011	1,164
法人税等調整額	527	△421
当期純利益	**3,265**	**2,188**
非支配株主に帰属する当期純利益	178	156
親会社株主に帰属する当期純利益	**3,087**	**2,032**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,143	7,956	7,287	△1,525	21,862
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			△0
剰余金の配当			△673		△673
親会社株主に帰属する当期純利益			3,087		3,087
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	2,414	△0	2,414
当期末残高	8,143	7,956	9,701	△1,525	24,276

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	68	△6	△4,561	△25	△4,525	73	1,258	18,669
当期変動額								
連結子会社株式の取得による持分の増減								△0
剰余金の配当								△673
親会社株主に帰属する当期純利益								3,087
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	6	△1,346	△65	△1,411	98	133	△1,180
当期変動額合計	△6	6	△1,346	△65	△1,411	98	133	1,233
当期末残高	62	0	△5,908	△91	△5,936	172	1,391	19,903

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社　38社

国内子会社
- SEC株式会社
- スミダ電機株式会社
- スミダコーポレートサービス株式会社
- スミダパワーテクノロジー株式会社　　計4社

在外子会社
- 東莞勝美達（太平）電機有限公司
- Sumida Electric（H. K.）Company Limited
- SUMIDA SERVICE COMPANY LIMITED
- SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED
- SUMIDA TRADING PTE. LTD.
- SUMIDA Components GmbH
- SUMIDA Europe GmbH
- SUMIDA TRADING（SHANGHAI）COMPANY LIMITED
- SUMIDA AG
- SUMIDA Components & Modules GmbH
- SUMIDA EMS GmbH
- SUMIDA Lehesten GmbH
- SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C. V.
- SUMIDA ROMANIA S. R. L.
- SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.
- SUMIDA Slovenija, d. o. o.
- vogtronics GmbH
- ISMART GLOBAL LIMITED
- SUMIDA flexible connections GmbH
- SUMIDA TRADING（KOREA）COMPANY LIMITED
- TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED
- SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.
- SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.
- SUMIDA ELECTRIC（GUANGXI）CO., LTD.
- Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.
- Sumida Finance B.V.
- SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.
- Sumida Electric（Changde）Co., Ltd.
- Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.
- Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.
- Sumida Technologies Inc.
- SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.
- SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.
- SUMIDA INSURANCE CORPORATION　　計34社

② 非連結子会社　非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲および持分法の適用範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の決算日等に関する事項

主な連結子会社の決算日は連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 有形固定資産の減価償却の方法

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2～65年
機械装置及び運搬具	2～16年
工具、器具及び備品	2～20年

⑤ 無形固定資産の減価償却の方法

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法を採用しております。

⑥ リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、主として残存価額を零とする定額法で計算しております。

なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

⑦ 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により、株式交付費は、３年間の定額法により償却しております。また、開業費は５年間の期間にわたり定額法により償却しております。

⑧ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めております。

⑨ **重要な引当金の計上基準**

貸倒引当金……債権の貸倒れに備えるため、一般債権については、貸倒実績率に基づいた会社所定の繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して必要額を計上しております。

⑩ **退職給付に係る負債の計上基準**

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、一部の連結子会社において当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の子会社につきましては、小規模企業等における簡便法を用いております。

⑪ **ヘッジ会計の方法**

(ヘッジ会計の方法)

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(ヘッジ方針)

主に当社の内規である「市場リスク管理規定」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ、外貨建借入金

ヘッジ対象…借入金、在外子会社に対する純投資

(ヘッジの有効性評価の方法)

原則として、ヘッジ対象の時価変動とヘッジ手段の時価変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑫ **連結納税制度の適用**

連結納税制度を適用しております。

⑬ **消費税等の会計処理**

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税および地方消費税については、発生年度の期間費用として処理しております。

⑭ **のれんの償却に関する事項**

のれんは、効果が及ぶ期間で均等償却しております。

3. 会計方針の変更等

会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。　また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。　加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。　企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)および事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

一部の在外子会社では、従来、有形固定資産の減価償却の方法について定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度から定額法に変更しております。　当社グループでは、製品収益サイクルが比較的長い製品への設備投資とアジア・パシフィック地域における生産体制の再編を進めており、大型の設備投資案件が当連結会計年度に本格稼働することを契機に減価償却方法の見直しを行いました。　主要な生産拠点における生産設備の使用実態を検討した結果として、長期的に安定した稼働が継続する傾向が高まっており、今後も安定的な稼働が見込まれております。　従って、使用可能期間にわたり平均的に費用配分する定額法の採用が、上記在外子会社の有形固定資産の経済的利用実態をより適切に反映することができると判断いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が692百万円増加しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と相対型コミットメントライン契約を締結しており、また、取引銀行８行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日における貸出コミットメントに係る借入未実行契約残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約の総額	4,000百万円
借入実行残高	－
差引額	4,000百万円

(2) グローバル・コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行５行とグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるグローバル・コミットメントライン借入未実行残高は、次のとおりであります。

グローバル・コミットメントライン契約の総額	3,600百万円
借入実行残高	－
差引額	3,600百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	23,944,317	－	－	23,944,317

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	733,166	549	116	733,599

（注）1．普通株式の自己株式の株式数の増加549株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
2．普通株式の自己株式の株式数の減少116株は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年２月12日取締役会	普通株式	255	11.00	平成27年12月31日	平成28年３月３日
平成28年４月27日取締役会	普通株式	139	6.00	平成28年３月31日	平成28年５月31日
平成28年７月28日取締役会	普通株式	139	6.00	平成28年６月30日	平成28年８月26日
平成28年10月28日取締役会	普通株式	139	6.00	平成28年９月30日	平成28年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年2月21日取締役会	普通株式	371	利益剰余金	16.00	平成28年12月31日	平成29年3月6日

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、長期的な資金需要については、主に、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達しております。短期的な運転資金については、銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務および借入債務に係る為替相場の変動リスクを軽減するため為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引を、金利の変動リスクを軽減するために金利スワップ取引を行っております。また、外貨建て借入金を利用し、在外子会社に対する純投資の為替変動リスクを一部ヘッジしております。

デリバティブ取引はコーポレートレベルで一元管理されリスク管理の運営を行っており、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

受取手形及び売掛金は、連結子会社が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	3,577	3,577	－
⑵ 受取手形及び売掛金	17,026	17,026	－
⑶ 投資有価証券	232	232	－
⑷ 支払手形及び買掛金	8,221	8,221	－
⑸ 短期借入金	3,672	3,672	－
⑹ 社債（**）	480	481	1
⑺ 長期借入金（**）	25,862	25,957	94
⑻ デリバティブ取引（＊）	4	4	－

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（**）一年以内償還予定社債および一年以内返済予定の長期借入金については、それぞれ「社債」、「長期借入金」に含めて表示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格等によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、ならびに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

時価は、取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

7. ストック・オプション等関係

(1) ストック・オプションに係る費用計上額および科目名

販売費及び一般管理費　　98百万円

(2) ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

①ストック・オプションの内容

	当社執行役に対して交付した新株予約権	当社子会社取締役および従業員に対して交付した新株予約権
発行決議日	平成27年４月20日	同左
新株予約権の数	1,700個	3,150個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	170,000株	315,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1円	1円
権利行使期間	自　平成30年３月27日 至　平成33年３月26日	同左
行使の条件	(注)	(注)
保有状況	新株予約権の数　1,700個 目的となる株式数　170,000株 保有者数　5人	新株予約権の数　3,150個 目的となる株式数　315,000株 保有者数　35人

(注) 新株予約権行使の条件は以下のとおりです。

(ア) 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成29年12月期に係る有価証券報告書に記載された同期間の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益が26億円以上（以下、「数値目標」といいます。）を達成した場合に、それぞれの新株予約権者が割り当てを受けた新株予約権の個数を限度として、新株予約権を行使することができるものとします。なお、数値目標の達成率は考慮せず、上記内容の数値目標を達成した場合に限り行使できるものとします。

(イ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役または当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

(ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社または当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

(エ) 新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。

(オ) 新株予約権者が死亡したときは、その直前において、（Ⅰ）当該新株予約権者が上記（イ）および上記（ウ）の条件を満たしていた場合、または（Ⅱ）上記（エ）に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を行使することができるものとします（当該新株予約権を行使することができる相続人を以下「権利承継者」といいます。）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、（Ⅰ）の場合は、当該新株予約権者の死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までとし、（Ⅱ）の場合は、当該新株予約権者が上記（エ）に基づき行使することができるとされた期間と同一とします。

(カ) 権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。

(キ) 新株予約権者または権利承継者は割り当てを受けた新株予約権を分割して行使することができません。

(ク) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

②ストック・オプションの数

	当社執行役に対して交付した新株予約権	当社子会社取締役および従業員に対して交付した新株予約権
権利確定前	—	—
前連結会計年度	170,000株	315,000株
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	170,000株	315,000株
権利確定後	—	—
前連結会計年度	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

③単価情報

		当社執行役に対して交付した新株予約権	当社子会社取締役および従業員に対して交付した新株予約権
権利行使価格	(円)	1	同左
行使時平均株価	(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	608.6	同左

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 790円14銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 133円02銭

(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 130円30銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第62期 平成28年12月31日現在	（ご参考）第61期 平成27年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**3,208**	**4,010**
現金及び預金	199	108
前払費用	132	140
繰延税金資産	153	117
短期貸付金	2,140	3,391
未収還付法人税等	70	－
未収入金	231	26
立替金	272	215
その他	8	11
固定資産	**40,885**	**41,657**
有形固定資産	**1,275**	**1,313**
建物	747	775
構築物	8	10
工具、器具及び備品	4	5
土地	503	503
リース資産	11	17
無形固定資産	**84**	**57**
電話加入権	3	3
ソフトウェア	81	48
ソフトウェア仮勘定	－	5
投資その他の資産	**39,524**	**40,286**
投資有価証券	67	78
関係会社株式	29,633	29,633
長期貸付金	9,000	9,749
長期前払費用	89	121
保険積立金	713	676
その他	64	74
貸倒引当金	△44	△47
繰延資産	**5**	**14**
社債発行費	5	12
株式交付費	－	1
資産合計	**44,100**	**45,682**

科目	第62期 平成28年12月31日現在	（ご参考）第61期 平成27年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**11,595**	**13,939**
短期借入金	2,330	3,063
1年内償還予定の社債	420	420
1年内返済予定の長期借入金	5,249	4,270
未払金	119	481
未払費用	45	47
未払法人税等	－	272
預り金	3,419	5,378
その他	11	5
固定負債	**12,669**	**12,459**
社債	60	480
長期借入金	12,240	11,168
繰延税金負債	336	769
その他	31	42
負債合計	**24,265**	**26,398**
純資産の部		
株主資本	**19,606**	**19,159**
資本金	8,143	8,143
資本剰余金	7,956	7,956
資本準備金	7,956	7,956
利益剰余金	5,031	4,584
利益準備金	264	264
その他利益剰余金	4,767	4,319
繰越利益剰余金	4,767	4,319
自己株式	△1,525	△1,525
評価・換算差額等	**56**	**50**
その他有価証券評価差額金	37	43
繰延ヘッジ損益	19	7
新株予約権	**172**	**73**
純資産合計	**19,834**	**19,283**
負債純資産合計	**44,100**	**45,682**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第62期 平成28年１月１日から 平成28年12月31日まで	（ご参考）第61期 平成27年１月１日から 平成27年12月31日まで
営業収益	**1,524**	**2,727**
営業費用	**838**	**703**
営業利益	**686**	**2,024**
営業外収益	**202**	**211**
受取利息	199	209
その他	3	1
営業外費用	**298**	**406**
支払利息	210	214
社債利息	6	33
社債発行費償却	6	16
為替差損	3	23
支払手数料	68	67
その他	2	52
経常利益	**589**	**1,828**
特別利益	**－**	**2**
固定資産売却益	－	2
特別損失	**－**	**125**
投資有価証券売却損	－	125
税引前当期純利益	**589**	**1,705**
法人税、住民税及び事業税	△61	800
法人税等調整額	△469	△793
当期純利益	**1,120**	**1,698**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	8,143	7,956	7,956	264	4,319	4,584	△1,525	19,159
当期変動額								
剰余金の配当					△673	△673		△673
当期純利益					1,120	1,120		1,120
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分					△0	△0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	447	447	△0	446
当期末残高	8,143	7,956	7,956	264	4,767	5,031	△1,525	19,606

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	43	7	50	73	19,283
当期変動額					
剰余金の配当					△673
当期純利益					1,120
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6	11	5	98	103
当期変動額合計	△6	11	5	98	550
当期末残高	37	19	56	172	19,834

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に関する事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社および関連会社株式　総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	15年
工具、器具及び備品	5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証額とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により、株式交付費は、3年間の定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

（貸倒引当金）

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいた会社所定の繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して必要額を計上しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

（ヘッジ会計の方法）

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

（ヘッジ方針）

主に当社の内規である「市場リスク管理規定」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ、外貨建借入金

ヘッジ対象…借入金、在外子会社の持分

（ヘッジの有効性評価の方法）

原則として、ヘッジ対象の時価変動とヘッジ手段の時価変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税および地方消費税については、発生年度の期間費用として処理しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において「流動資産」の「その他」に含めておりました「立替金」については、表示上の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記しております。また、「流動資産」の「未収消費税等」については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示しておりました215百万円および「未収消費税等」に表示しておりました11百万円は、「立替金」215百万円および「その他」11百万円として組替えを行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 858百万円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と相対型コミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末日における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約の総額	1,000百万円
借入実行残高	－
差引額	1,000百万円

(3) グローバル・コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行５行とグローバル・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末日におけるグローバル・コミットメントライン借入未実行残高は、次のとおりであります。

グローバル・コミットメントライン契約の総額	3,600百万円
借入実行残高	－
差引額	3,600百万円

(4) 偶発債務

債務保証	9,210百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

金銭債権	11,371百万円
金銭債務	4,527百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に関する事項は次のとおりです。

営業取引による取引高の総額	1,831百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	214百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	733,599株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
繰越欠損金	1,010百万円
その他	97
繰延税金資産小計	1,108
評価性引当額	△160
繰延税金資産合計	947
(繰延税金負債)	
子会社の資本剰余金払戻	△1,096
その他有価証券評価差額金	△16
その他	△18
繰延税金負債合計	△1,131
繰延税金負債の純額	△183百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成29年１月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成29年１月１日に開始する事業年度および平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した額）が39百万円、法人税等調整額が37百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が０百万円、繰延ヘッジ損益が０百万円それぞれ増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	SEC株式会社	直接100	経営指導、経営資金の貸付および役員の兼任等	資金の回収	1,232	短期貸付金	1,848
子会社	スミダコーポレートサービス株式会社	直接100	経営指導、経営資金の貸付および役員の兼任等	業務委託費	292	－	－
子会社	スミダ電機株式会社	間接100	経営資金の預り、保証の提供および役員の兼任等	グループファイナンス	1,938	預り金	3,312
				登録商標使用権の許諾に係る使用料	177	－	－
				債務保証	1,020	－	－
子会社	Sumida Electric (H.K.) Company Limited	間接100	登録商標使用権の許諾および役員の兼任等 保証の提供、経営資金の借入および役員の兼任等	登録商標使用権の許諾に係る使用料	242	－	－
				債務保証	7,025	－	－
				資金の返済	16	短期借入金	585
子会社	SUMIDA Europe GmbH	直接100	経営指導、経営資金の貸付および役員の兼任等	資金の回収	1,078	長期貸付金	3,471
子会社	SUMIDA Components & Modules GmbH	間接97.8	登録商標使用権の許諾および役員の兼任等	登録商標使用料	290	－	－
子会社	Sumida Finance B.V.	直接100	配当の受取および役員の兼任等	債務保証	936	－	－
子会社	Sumida AG	間接97.8	役員の兼任および経営資金の貸付等	資金の貸付	330	長期貸付金	5,528
子会社	スミダ電機株式会社	間接100	債務保証の受入および役員の兼任等	債務保証の受入	4,694	－	－
子会社	SUMIDA TRADING PTE. LTD.	間接100	債務保証の受入				
子会社	SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	間接100	債務保証の受入および役員の兼任等				
子会社	SUMIDA Europe GmbH	直接100	債務保証の受入および役員の兼任等				
子会社	Sumida Electric (H.K.) Company Limited	間接100	債務保証の受入および役員の兼任等				
子会社	SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.	間接100	債務保証の受入および役員の兼任等				

取引条件および取引条件の決定方法等
(1) 業務委託費は対価として妥当な金額を契約により決定しております。
(2) 登録商標使用料は対価として妥当な金額を契約により決定しております。
(3) 資金の貸付および借入につきましては、一般の取引を参考にして条件を契約により決定しております。
(4) グループファイナンス、短期の資金の貸付および返済については、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しております。
(5) 債務保証につきましては、債務保証残高を取引金額に記載しております。
(6) 債務保証の受入とは、当該会社による当社の借入金に対する連帯保証です。
(7) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	847円13銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	48円27銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	47円29銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月13日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　文倉辰永㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤慶典㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スミダコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、一部の在外子会社では、従来、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していたが、当連結会計年度から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月13日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**文倉辰永** ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**齋藤慶典** ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第62期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役並びに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役等の職務執行の状況、並びに会社の業務および財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年2月20日

スミダコーポレーション株式会社　監査委員会

監査委員　佐　藤　穣　治　㊞

監査委員　諸　江　幸　祐　㊞

監査委員　加　藤　　厚　㊞

（注）監査委員は全員、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主メモ

証券コード	6817
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金配当基準日	3月31日 6月30日 9月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081　東京都江東区東砂七丁目10番11号 ℡ 0120-232-711（通話料無料）
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、東京において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL　http://www.sumida.com/jpn/investors/koukoku/

（ご注意）

1．株主様の住所変更、買い取り請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）でお取り扱いできませんのでご注意ください。

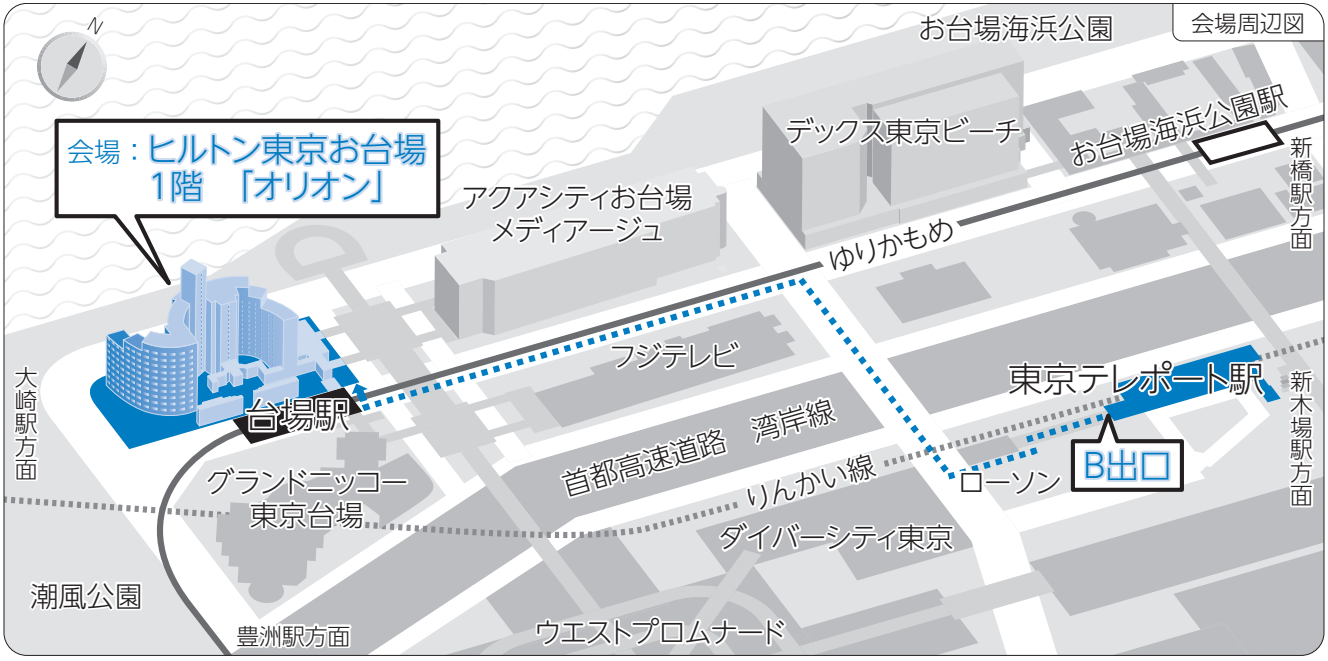
2．特別口座(*)に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、三菱ＵＦＪ信託銀行の証券代行部にお問い合わせください。なお、三菱ＵＦＪ信託銀行全国各支店でもお取次いたします。

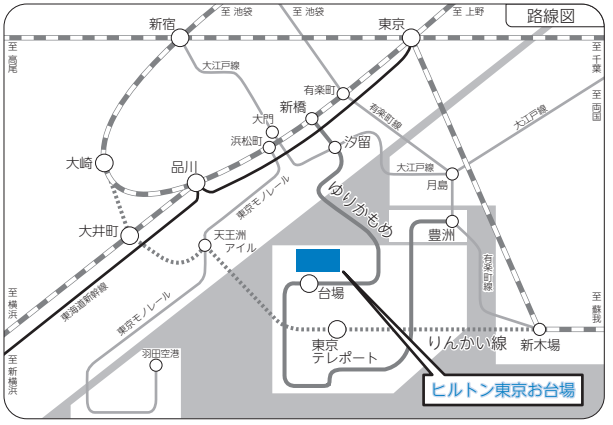
(*)株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）に預託されていなかった株主様の株式は、当社が株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「特別口座」を開設して記録、管理しております。

3．未受領の配当金につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行本支店でお支払いいたします。

定時株主総会会場
ご　案　内　図

会　場　東京都港区台場一丁目９番１号
ヒルトン東京お台場　１階「オリオン」
TEL (03) 5500－5500





最寄駅

ゆりかもめ 台場駅より徒歩 約１分
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス　路線バスもご利用いただけます。
kmフラワーバス（浜松町駅発→台場駅前下車）
（所要時間20分前後）
お台場レインボーバス（田町駅東口または品川駅港南口（東口）→ヒルトン東京お台場）
（所要時間20分から25分前後）

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。